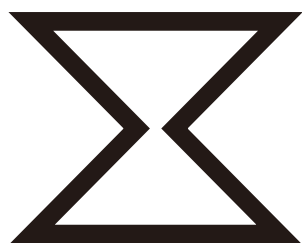


おくやみハンドブック

斎場利用のご案内

葬儀後の各種手続きのご案内



豊橋市

目 次

＜1＞斎場のご利用について	1	斎場
＜2＞葬儀後のお手続き	5	
住民登録・印鑑登録証・マイナンバー	6	住民
国民年金・農業者年金	7	年金
厚生年金・恩給	8	
医療保険（国民健康保険・社会保険）	9	医療保険
医療保険（後期高齢者医療）	10	
介護保険・高齢者	11	介護障害
障害のある方	12	
こども	15	こども
土地・家屋・空き家の相続、固定資産税、農地・森林	18	土地・家
原付・バイク・自動車	22	
医療系免許	23	医療福祉
難病・被爆者・石綿被害	24	
上下水道・公共料金	25	くらし
市営墓地	26	
市営住宅・コミュニティバス・補助金	27	
ペット（犬）	28	
市税（未納・滞納）	28	
＜3＞各種ご案内		
その他市役所以外で関連する手続き（一般的なもの）	29	その他
各種ご相談窓口	30	
相続税についてのお知らせ（国税庁）	32	
主な施設の住所・連絡先一覧	33	
窓口センター・法務局・税務署・年金事務所・ほいっぷ地図	34	
市役所 各課案内図	36	

斎場のご利用について

1 火葬について

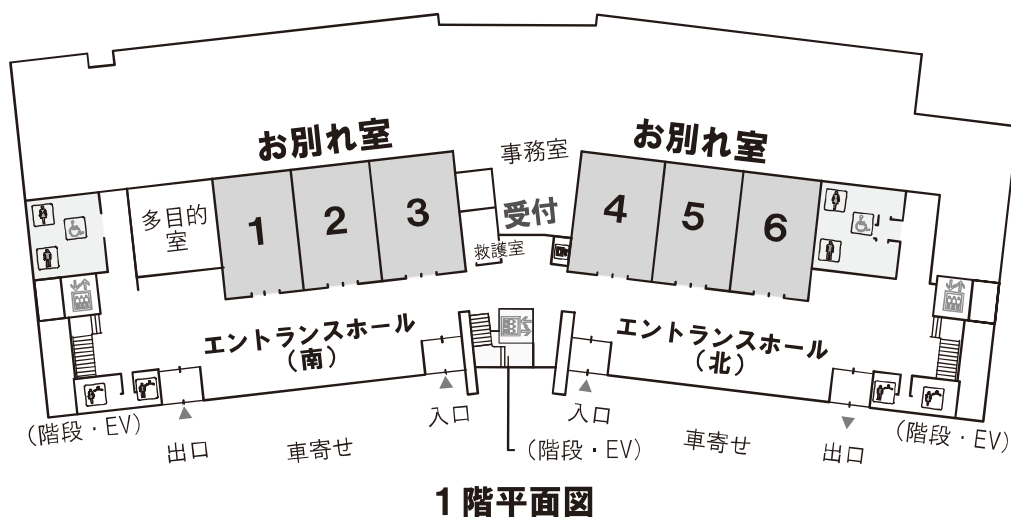
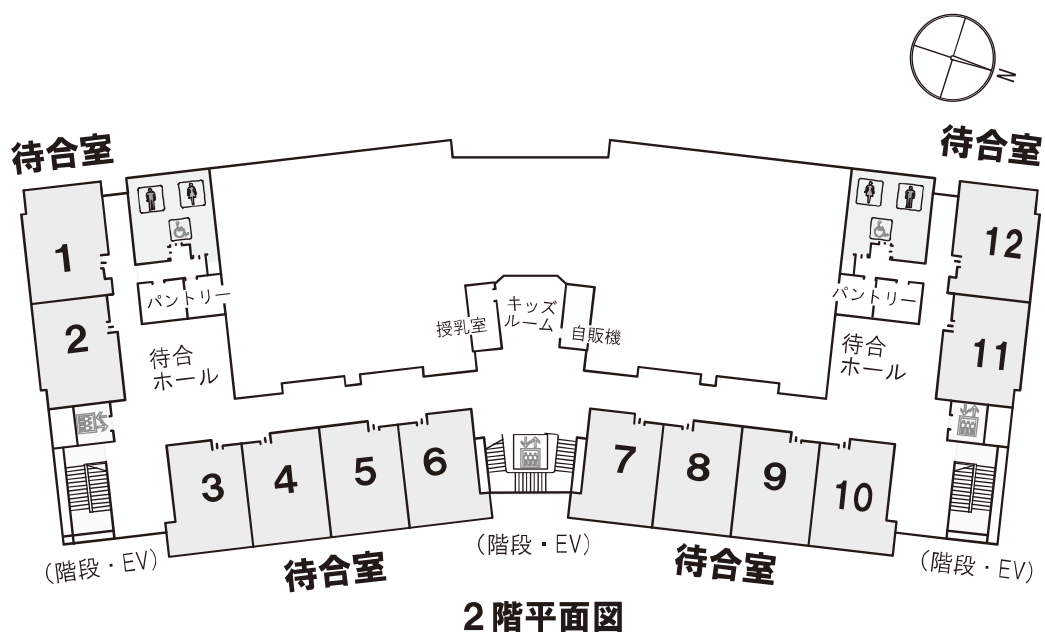
- ① 火葬の予約は、斎場（0532）61-2032 へ午前 8 時 45 分～午後 5 時にご連絡いただくか、葬祭業者をとおしてください。
- ② 来場時間：予約（来場）時間は出棺時間ではなく、斎場への到着時間を示します。予約時間（来場時間）に間に合うように、出棺時間を決めてください。
- ③ 棺の中には、「副葬品の削減に関するお願い」に記載されたものは入れないでください。（火葬炉の故障、異臭の発生、遺骨が汚れる、火葬時間が長くなるなどの原因になります。）
- ④ 火葬中の待合室利用は無料です。
- ⑤ ペースメーカー・人工骨の利用のご遺体については、事前に斎場までご連絡ください。

2 斎場内の施設（ご自由に利用ください）

- 更衣室（1 階）
着替えや着衣の乱れを整えることのできる更衣室があります。
ロッカーが備え付けられています。
- コインロッカー（1 階）
貴重品が保管できるロッカーを設置しています。
- 救護室（1 階）
ご気分が悪くなられた方は、1 階に救護室があります。お気軽に受付（事務室）へご連絡ください。
- キッズルーム（2 階）
ホール（中央）に遊具や絵本を備えたキッズコーナーがあります。
- 授乳室（2 階）
多目的スペースにおむつ替えベッドを備えた、個室の授乳室があります。
- 自販機コーナー（2 階）
キッズルーム横（ホール（中央））に飲料等を提供する自動販売機を設置しています。
- 給茶、給湯（2 階）
お部屋に置かれているポットのお茶が無くなった場合は、パントリーで給茶が可能です。
- トイレ（各階）
各トイレのすべてに多目的トイレが配置されています。

3 ご利用上の注意

- 残骨灰の取り扱いについて
収骨後の残骨灰に含まれる遺骨は、墓地埋葬法に照らし、最終供養地等に埋葬しておりますが、残骨灰には、有価物が含まれている可能性があります。遺骨と分別した際に有価物が発生した場合は、売却して市の収益とし、斎場の維持、管理等に活用させていただきますので、ご承知おきください。なお、全ての遺骨をお持ち帰りいただくことも可能です。
- 斎場での喫煙について
斎場には喫煙場所はありません。敷地内（施設内及び駐車場）は禁煙となります。また、周辺道路上でも、地域住民のご迷惑となりますので、ご遠慮いただきますようお願いいたします。
- その他
 - ・ 火葬後にお骨を拾う際は、収骨台が高温となっていますのでご注意ください。
 - ・ 職員への心付け等は固くお断りします。
 - ・ ご利用にあたって出たゴミは、使用者の責任において処理し、持ち帰って処分してください。



Free Wi-Fi

豊橋市斎場の2階待合ホールは無料でWi-Fiに接続が可能です。



このネットワーク経由で送信される情報を他の人に読み取られる可能性があります。

SSID : TOYOHASHISHI-SAIJO
Password : toyohashi

副葬品の削減に関するお願い

故人の愛用品や思い出の品であっても、以下に述べる品物についてはご遺骨や火葬炉の損傷防止及び公害防止のため、棺にお納めにならないようにご協力をお願い致します。
また、ドライアイスは燃焼を妨げるので、ご入場の際は、棺から取り出してください。

火葬に付してはいけない副葬品等（例）

（１）～（６）の項目に該当するものは、火葬に付さないようお願いします。

（１） **スプレー缶、乾電池、缶詰製品等** （破裂し、炉内部が損傷するおそれ）



（２） **ガラス製品、陶磁器、金属等** （融解し、収骨へ支障をきたすおそれ）



（３） **プラスチック、ゴム製品等** （融解し収骨へ支障をきたすおそれ、及び周辺環境へ影響を及ぼすおそれ）



※同様の材質の棺もご遠慮ください。

（４） **果物、アルコールやジュース等** （異臭が発生するおそれ）



(5) **書籍や紙、毛布や綿の寝具等** (燃え難く大量の灰が発生するおそれ)



(6) **生花吸水フォーム等(難燃性物質)** (不完全燃焼により機器故障のおそれ)



※ペースメーカー及び類似する機器の有無の確認及び斎場への連絡は必ず行ってください。
ペースメーカーが火葬中に爆発し、ご遺体の損傷、火葬炉内の破損につながる恐れがあります。
事前に豊橋市斎場に連絡いただきますようお願い致します。

※ご遺体の状態や副葬品の影響等により、収骨が思うようにできないことがあります。あらかじめご了承ください。

ここに示されているものの以外でも、不明な点がありましたら、斎場へご相談ください。

豊橋市斎場

〒440-0836 豊橋市飯村町字北池上 52 番地

電話 番号 : 0532-61-2032

F A X 番号 : 0532-64-4801

指定管理者: PFI 豊橋市斎場株式会社



葬儀後のお手続き

<1>お手続きの方法

お手続きには、① ②の2通りの方法があります。

- ① 各課へ出向いて手続きを行う方法（予約不要）
市民課窓口、窓口センターにて簡単ご案内も可能です。
（お急ぎの方やおくやみコーナーを利用しない方）
- ② 「おくやみコーナー」を利用する方法

おくやみコーナーでできること

- ・ 各手続きをまとめてご案内
- ・ 申請書一括入力サービスによる書類記入の負担軽減

<2>「おくやみコーナー」の予約・利用について

ご利用には、前日までに予約が必要です。予約受付・利用は市役所開庁日、開庁時間内に限ります。

- ☐ 場 所 豊橋市役所 西館1階 市民課
- ☐ 予約方法 電話にて受付 ☎ (0532) 51-2276
- ☐ 予約受付 午前8時30分 ～ 午後5時15分 ※市役所開庁時間
- ☐ 利 用 枠 ①午前9時 ②午前10時 ③午前11時
④午後1時30分 ⑤午後2時30分 ⑥午後3時30分
(所要時間 約45分)

※1日の予約数に限りがあります。ご希望に添えない場合があります。
※当日は、市民課の窓口で番号札をお取りください。④・⑤窓口でお呼びします。
※外国籍の方もご利用いただけます。通訳が必要な方は予約の際にお伝えください。

<3>ご持参いただくもの

- ①亡くなった方
 - ☐ 各手続きの案内に記載のもの（印鑑登録証、被保険者証、受給者証、年金手帳など）
- ②お越しいただく方
 - ☐ 本人確認書類
 - (1) 官公庁が発行した写真付きの身分証明書
(マイナンバーカード、運転免許証、在留カードなど有効期限内のもの)
 - (2) (1) がない場合は以下から2点
(被保険者証（健康保険、介護保険）、年金手帳など)
- ③相続人代表・喪主の方で、該当する手続きがある方
 - ☐ 預貯金通帳
 - ☐ 会葬礼状または死亡診断書と葬儀の領収書など

<4>ハンドブック内のQRコードの使い方

ハンドブックに記載されている QR コードはスマートフォンなどで読み取ってください。
豊橋市ホームページの各手続きの詳細な説明を表示します。

※市役所開庁時間 午前8時30分～午後5時15分 （土日祝休日、12月29日～1月3日を除く）

住民登録・印鑑登録証・マイナンバー

世帯主の方

手 続 き

- ☐ 世帯主変更届（亡くなった方以外に、世帯員が2名以上いる場合は、新たな世帯主を届出）

受付窓口

以下の（1）または（2）

- （1）市民課 ☎ 51-2276 （西館1階 ④番窓口）
（2）お近くの窓口センター

・外国籍の方 ・外国籍の方の在留資格に関する方

手 続 き

- ☐ 在留カードの返却
☐ 特別永住者証明書の返却
☐ 在留に関する各種手続き
☐ 本国への死亡報告手続き（本国の在日大使館、在日領事館）

受付窓口

名古屋出入国在留管理局 豊橋港出張所 ☎ 32-6567 （神野ふ頭町3-11）

印鑑登録証・住民基本台帳カード・マイナンバーカード・ 通知カードをお持ちの方

手 続 き

- ☐ カードの返却（印鑑登録証、住民基本台帳カード）
※マイナンバーカード、通知カードはそのままお持ちいただいても構いません。

持 ち 物

- ☐ 印鑑登録証
☐ 住民基本台帳カード

受付窓口

以下の（1）または（2）

- （1）市民課 ☎ 51-2276 （西館1階 ④番窓口）
（2）お近くの窓口センター



国民年金・農業者年金

国民年金保険料を納付したが、年金を受給していない方

手 続 き

- ☐ 死亡一時金請求
- ☐ 遺族基礎年金請求
- ☐ 寡婦年金請求

持 ち 物

<亡くなった方>

- ☐ 年金手帳 または 基礎年金番号通知書

<請求者の方>

- ☐ 請求者名義の振込口座のわかるもの（預貯金通帳など）
- ☐ マイナンバーのわかるもの（お持ちの方）

<代理人が手続きするとき>

- ☐ 委任状（日本年金機構所定） ※他に書類等が必要となる場合があります。

受付窓口

国保年金課 ☎ 51-2290 （西館 1 階 ⑨番窓口）

詳細についての問い合わせ先

豊橋年金事務所 ☎ 33-4111 （自動音声案内 1 → 1） ※手続きには事前予約が必要です。

国民年金（老齢基礎年金）を受給している方

手 続 き

- ☐ 年金受給権者死亡届
- ☐ 未支給年金請求（老齢基礎年金）

持 ち 物

問い合わせ先へ確認してください。

詳細についての問い合わせ先

- ・豊橋年金事務所 ☎ 33-4111 （自動音声案内 1 → 1） ※手続きには事前予約が必要です。
- ・「ねんきんダイヤル」 ☎ 0570-05-1165

農業者年金を受給している方

手 続 き

- ☐ 年金受給権者死亡届

持 ち 物

- ☐ 農業者年金証書
- ☐ 戸籍謄本等
- ☐ 振込口座のわかるもの

※他に書類が必要な場合があります。
まず受付窓口までご連絡ください。

受付窓口

豊橋農業協同組合 経済部資産相談課 ☎ 25-7055（事前予約要）

国民年金・厚生年金・恩給

国民年金（障害・遺族・寡婦年金等）を受給している方

手 続 き

- ☐ 年金受給権者死亡届
- ☐ 未支給年金請求（障害、遺族、寡婦年金等）

持 ち 物

<亡くなった方>

- ☐ 年金証書（見当たらない場合は不要）

<請求者の方>

- ☐ 請求者名義の振込口座のわかるもの（預貯金通帳など）
- ☐ マイナンバーのわかるもの（お持ちの方）

<代理人が手続きするとき>

- ☐ 委任状（日本年金機構所定） ※他に書類等が必要となる場合があります。

受付窓口

国保年金課 ☎ 51-2290 （西館 1 階 ⑨番窓口）

詳細についての問い合わせ先

豊橋年金事務所 ☎ 33-4111 （自動音声案内 1 → 1） ※手続きには事前予約が必要です。

厚生年金に加入・受給している方

手 続 き

- ☐ 年金受給権者死亡届
- ☐ 未支給年金請求
- ☐ 遺族厚生年金請求

持 ち 物

問い合わせ先へ確認してください。

詳細についての問い合わせ先

- ・豊橋年金事務所 ☎ 33-4111 （自動音声案内 1 → 1）
- ・「ねんきんダイヤル」 ☎ 0570-05-1165 ※手続きには事前予約が必要です。

恩給を受給している方

以下の受付窓口へ直接お問い合わせください。

受付窓口

総務省恩給相談窓口 ☎ 03-5273-1400

医療保険（国民健康保険・社会保険）

国民健康保険に加入している方

手 続 き

- ☐ 国民健康保険資格喪失届
- ☐ 葬祭費支給申請（葬儀を行った喪主の方へ5万円を支給）

持 ち 物

<お持ちの方>

- ☐ 被保険者証または資格確認書
- ☐ 高齢受給者証（70歳以上74歳以下）
- ☐ 限度額適用認定証
- ☐ 食事（生活）療養標準負担額減額認定証
- ☐ 限度額適用・食事（生活）療養標準負担額減額認定証
- ☐ 特定疾病療養受療証

<葬儀を行った方>

- ☐ 喪主の名前が確認できるもの
（会葬礼状または葬儀会社発行の領収書など）
- ☐ 喪主名義の振込口座のわかるもの（預貯金通帳など）

受付窓口

以下の（1）または（2）

- （1）国保年金課 ☎ 51-2293（西館1階 ⑧番窓口）
- （2）お近くの窓口センター



職場の健康保険に加入している方

受付窓口

- （1）職場の健康保険の資格喪失手続きは、勤務先にお問い合わせください。
- （2）亡くなられた方の職場の健康保険の扶養になっている方で、国民健康保険への加入を希望される方は手続きが必要です。国保年金課（☎ 51-2293）へお問い合わせください。

医療保険（後期高齢者医療）

後期高齢者医療制度に加入している方

手 続 き

- ☐ 被保険者証または資格確認書の返却
- ☐ 各種認定証等の返却（お持ちの方のみ）
- ☐ 葬祭費支給申請（葬儀を行った喪主の方へ 5 万円を支給）

持 ち 物

<お持ちの方>

- ☐ 被保険者証または資格確認書
- ☐ 限度額適用認定証
- ☐ 限度額適用・標準負担額減額認定証
- ☐ 特定疾病療養受療証
- ☐ 福祉医療費受給者証（マル福）

<葬儀を行った方>

- ☐ 喪主の名前が確認できるもの
（会葬礼状または葬儀会社発行の領収書など）
- ☐ 喪主名義の振込口座のわかるもの（預貯金通帳など）

受付窓口

以下の（1）または（2）

- （1）国保年金課 ☎ 51-2344 （東館 3 階 後期高齢者医療窓口）
- （2）お近くの窓口センター



亡くなられた方が世帯主であり、同世帯の方が国民健康保険に加入している場合

手 続 き

- ☐ 国民健康保険の世帯主変更
※国民健康保険加入者に交付された各種証等の世帯主欄の変更が必要です。
- ☐ 各種認定証等の返却（お持ちの方のみ）

持 ち 物

※同世帯で国民健康保険に加入している方の全員分が必要です。

<お持ちの方>

- ☐ 国民健康保険の被保険者証または資格確認書
- ☐ 高齢受給者証（70 歳以上 74 歳以下）
- ☐ 限度額適用認定証
- ☐ 食事（生活）療養標準負担額減額認定証
- ☐ 限度額適用・食事（生活）療養標準負担額減額認定証
- ☐ 特定疾病療養受療証

受付窓口

以下の（1）または（2）

- （1）国保年金課 ☎ 51-2293 （西館 1 階 ⑧番窓口）
- （2）お近くの窓口センター

介護保険・高齢者

介護保険被保険者の方

手 続 き

- ☐ 介護保険被保険者証の返却
- ☐ 介護保険負担割合証等の返却（要介護・要支援認定を受けていた方）

持 ち 物

- ☐ 介護保険被保険者証
- ☐ 介護保険負担割合証 などの関連証書

受付窓口

以下の（１）または（２）

- （１）東三河広域連合介護保険課豊橋窓口 ☎ 51-3130 （東館 3 階 長寿介護課）
- （２）お近くの窓口センター



要介護（要支援）認定申請中の方

手 続 き

- ☐ 要介護（要支援）認定申請取下の届出 ※該当者へ担当課よりご連絡します。

持 ち 物

- ☐ 介護保険資格者証

受付窓口

東三河広域連合介護保険課豊橋窓口 ☎ 51-3133（東館 3 階 長寿介護課）

高齢者タクシー料金助成券・高齢者交通助成券をお持ちの方

手 続 き

- ☐ 助成券の返還

受付窓口

長寿介護課 ☎ 51-3134 （東館 3 階）

緊急通報装置の貸与がある方

手 続 き

- ☐ 緊急通報装置の撤去・返還

受付窓口

長寿介護課 ☎ 51-3134（東館 3 階）

障害のある方

身体障害者手帳・療育手帳・精神保健福祉手帳をお持ちの方	
手 続 き ☐ 手帳の返却	
持 ち 物 ☐ 亡くなった方の手帳 ☐ 届出人の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証など）	(身体) 
受付窓口 障害福祉課 (身体・療育) ☎ 51-2345 東館 1 階 ⑪番窓口 (精神) ☎ 51-2312 FAX 56-5134 東館 1 階 ⑬番窓口	(療育) 

・ 障害福祉サービス ・ 障害児通所支援 ・ 地域相談支援 ・ 地域生活支援	の受給者証をお持ちの方
手 続 き ☐ 受給者証の返還	
持 ち 物 ☐ 亡くなった方の受給者証	
受付窓口 障害福祉課 ☎ 51-2347 FAX 56-5134 東館 1 階 ⑫番窓口	

自立支援医療受給者証（精神通院・更生医療）をお持ちの方	
手 続 き ☐ 受給者証の返還	
持 ち 物 ☐ 亡くなった方の受給者証 ☐ 届出人の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証など）	
受付窓口 障害福祉課 (精神通院) ☎ 51-2312 東館 1 階 ⑬番窓口 (更生医療) ☎ 51-2345 FAX 56-5134 東館 1 階 ⑪番窓口	

障害のある方

障害者（精神障害者）医療費助成を受給している方

手 続 き

- ☐ 受給者証の返還

持 ち 物

- ☐ 亡くなった方の受給者証
☐ 届出人の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証など）

受付窓口

障害福祉課 ☎ 51-2312 FAX 56-5134 東館 1 階 ⑬番窓口



心身障害者扶養共済制度（心身障害者の保護者（加入者）の方）

手 続 き

- ☐ 年金請求

持 ち 物

- ☐ 加入者の住民票（除票）の写し（原本）
☐ 年金受給権者（障害者）の住民票の写し（原本）
☐ 年金受給権者 または 年金管理者の振込先口座のわかるもの（預貯金通帳など）
☐ 加入証書
☐ 死亡診断書の写し（原本 又は コピー）

受付窓口

障害福祉課 ☎ 51-2312 FAX 56-5134 東館 1 階 ⑬番窓口

心身障害者扶養共済制度（年金支給を開始前の心身障害者の方）

手 続 き

- ☐ 弔慰金請求

持 ち 物

- ☐ 心身障害者の住民票（除票）の写し（原本）
☐ 加入者（保護者）の住民票の写し（原本）
☐ 加入者の振込先口座のわかるもの（預貯金通帳など）
☐ 加入証書

受付窓口

障害福祉課 ☎ 51-2312 FAX 56-5134 東館 1 階 ⑬番窓口

障害のある方

心身障害者扶養共済制度（扶養共済年金受給中の方）

手 続 き

- ☐ 年金支給終了手続

持 ち 物

- ☐ 心身障害者の住民票（除票）の写し（原本）
☐ 年金証書

受付窓口

障害福祉課 ☎ 51-2312 FAX 56-5134 東館 1 階 ⑬番窓口

- ・ 豊橋市障害者扶助料
- ・ 障害児福祉手当
- ・ 特別障害者手当
- ・ 在宅重度障害者手当

を受給している方

手 続 き

- ☐ 喪失手続

持 ち 物

- ☐ 亡くなった方の本人確認書類（障害者手帳など）
☐ 相続人（住民票上同一世帯の配偶者・子・父・母の順）の名義の預貯金通帳など
 ※在宅重度障害者手当・障害児福祉手当・特別障害者手当は、生計を一にしていた同一住所・別世帯の親族を含む

受付窓口

障害福祉課 ☎ 51-2345 FAX 56-5134 東館 1 階 ⑪番窓口

特別児童扶養手当を受給している方 または その対象児童

手 続 き

<受給者が亡くなったとき>

- ☐ 喪失手続・新受給者の新規申請

<対象児童が亡くなったとき>

- ☐ 喪失 または 額改定（減額）手続

持 ち 物

- ☐ 新受給者名義の預貯金通帳
☐ 新受給者の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証など）
☐ 対象児童名義の預貯金通帳
- ☐ 受給者の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証など）

受付窓口

障害福祉課 ☎ 51-2345 FAX 56-5134 東館 1 階 ⑪番窓口

こども（手当）

児童手当を受給している方 または その対象児童

手 続 き

<受給者が亡くなったとき>

- ☐ 受給事由消滅届
- ☐ 未支払請求書
- ☐ 認定請求書

<対象児童が亡くなったとき>

- ☐ 受給事由消滅届 または 額改定届（減額）

持 ち 物

- ☐ 預貯金通帳（児童 及び 保護者）
 - ☐ 健康保険証など（保護者）
- ※ 3 歳未満の児童がいる場合のみ

期 限

亡くなった日の翌日から 15 日以内

受付窓口

子育て支援課 ☎ 51-3161 東館 2 階 ⑮番窓口



※特別児童扶養手当を受給されている方、またはその対象児童が亡くなったときは P14 をご覧ください。

- ・ 児童扶養手当
- ・ 愛知県遺児手当
- ・ 豊橋市母子父子福祉手当

を受給している方 または
その対象児童

手 続 き

<受給者が亡くなったとき>

- ☐ 亡くなったことがわかる書類
（公簿で確認できる場合は不要）
- ☐ 未支払手当請求書

<対象児童が亡くなったとき>

- ☐ 資格喪失届 または 額改定届（減額）

持 ち 物

- ☐ 預貯金通帳（児童または届出者）

期 限

速やかに手続きしてください。

受付窓口

子育て支援課 ☎ 51-2321 東館 2 階 ⑮番窓口



※配偶者が亡くなった方で 18 歳到達年度終了までの児童（※ 1）を養育するひとり親家庭の方は、児童扶養手当等を受給できる場合がありますので、子育て支援課までお問い合わせください。

※ 1 児童に障害がある場合、20 歳まで延長される場合があります。

こども（医療費）

子ども医療費助成を受給している方 または その対象児童	
手 続 き <受給者が亡くなったとき> ☐ 変更届	<対象児童が亡くなったとき> ☐ 喪失届
持 ち 物 ☐ 子ども医療費受給者証	☐ 子ども医療費受給者証
受付窓口 子育て支援課 ☎ 51-2335 東館 2 階 ⑮番窓口	



母子父子家庭等医療費助成を受給している方 または その対象児童	
手 続 き <受給者が亡くなったとき> ☐ 喪失届	<対象児童が亡くなったとき> ☐ 喪失届 または 変更届（減員）
持 ち 物 ☐ 母子父子家庭等医療費受給者証	☐ 母子父子家庭等医療費受給者証
受付窓口 子育て支援課 ☎ 51-2335 東館 2 階 ⑮番窓口	



※ 18 歳到達年度終了までの児童を養育するひとり親家庭の場合、母子父子家庭等医療費助成を受給できる場合がありますので、子育て支援課までお問い合わせください。

こども（小学生・中学生）

就学援助を受けている児童生徒の保護者の方	
手 続 き ☐ 就学援助変更申請 ※新たに就学援助を受けたい方は、事前にご相談ください。	
持 ち 物 ※ 事前にお問合せください。	
受付窓口 学校教育課 ☎ 51-2825 東館 11 階	

こども（小学生・中学生）

児童生徒の保護者の方

手 続 き

- ☐ 保護者変更届

持 ち 物

- ☐ 本人確認書類（届出人）

受付窓口

以下の（1）または（2）

- （1）学校教育課 ☎ 51-2817 東館 11 階
（2）お近くの窓口センター

● ひとり親家庭相談

○ ひとり親家庭などの支援相談

ひとり親家庭などの相談・支援（就労支援、自立支援等）に関すること

子育て支援課 ☎ 51-2320

毎週月～金曜日 午前 10 時～午後 4 時 電話相談可

○ ひとり親家庭心配ごと電話相談

豊橋市母子福祉会 ☎ 56-7100

毎月第 2 火曜日（祝・休日を除く） 午前 9 時～午後 3 時

土地・家屋・空き家の相続

不動産（土地・家屋）の相続登記

（令和6年4月1日から義務化）

受付窓口

名古屋法務局豊橋支局（相談は予約制） ☎ 54-9278（自動音声案内）
豊橋市大国町 111（豊橋地方合同庁舎 5 階）

法定相続情報証明制度

◇相続手続きがいくつもある場合に

この制度は、戸除籍謄本等に記載されている法定相続人を明らかにする制度です。
申出人（相続人）が法務局に申出書、法定相続人を一覧にした図（一覧図）、戸除籍謄本等を提出すると、法務局は申出人に認証文を付した一覧図の写しを無料で交付します。

一般に、預金の払戻しや相続登記など相続の手続きが複数ある場合に、手続きを行う窓口ごとに戸籍の束を提出しなければなりません。この一覧図の写しは、各種の相続手続きにおいて、戸籍の束の代わりに提出して利用することができます。

受付窓口

名古屋法務局豊橋支局 ☎ 54-9278（自動音声案内）
豊橋市大国町 111（豊橋地方合同庁舎 5 階）

空家及びその敷地を相続するとき

手 続 き

- ☐ 相続をして3年以内の空家及びその敷地の譲渡所得に係る 3,000 万円特別控除の特例措置を受けるための確認申請

※必須の手続きではありません。詳しくは、受付窓口へお問い合わせください。

持 ち 物

- ☐ 被相続人の住民票（除票）の写し
- ☐ 相続人の住民票の写し
- ☐ 売買契約書の写し
- ☐ 被相続人の介護保険証の写し（老人ホーム等に入所していた場合）など

受付窓口

建築物安全推進課 ☎ 51-2561 東館 3 階



● 空家所有者向け相談

空家の相続、家財処分、売却等、豊橋市に空家をお持ちの方のための相談窓口です。

豊橋市空家相談窓口（アキカツカウナー） ☎ 0120-830-634

受付時間 午前10時～午後5時（土日祝を除く）電話・Web相談可



固定資産税（土地・家屋）

固定資産をお持ちの方が亡くなったが、 相続登記の手続きがすぐにできないとき

手 続 き

- ☐ 納税義務者申告書の提出

持 ち 物

- ☐ 納税義務者申告書
※固定資産税納税通知書の送付先を申告するものです。
所有権や相続割合を決めるものではありません。
※相続登記の手続きがすぐにできない場合、納税義務者を相続人へ変更する手続きが必要です。
（相続人が複数人の場合は、手続きの説明までとなります。）
※資産税課より封書が届きますので、ご確認ください。
① 1～5月に亡くなった方 6月下旬 発送
② 6～12月に亡くなった方 亡くなった月の翌月下旬 発送
封書が届かない場合や亡くなった方が市外の方の場合は、受付窓口までご連絡ください。

受付窓口

資産税課 ☎ 51-2213 東館 2 階 ②⑩番窓口

未登記家屋をお持ちの方

手 続 き

- ☐ 未登記家屋の名義変更

持 ち 物

- ☐ 未登記家屋の課税台帳登録所有者（納税義務者）変更届
☐ 相続されたことがわかる書類の写し（遺産分割協議書、遺言書など）
※未登記家屋とは、登記されていない家屋のことです。
※資産税課より封書が届きますので、ご確認ください。
① 1～5月に亡くなった方 6月下旬 発送
② 6～12月に亡くなった方 亡くなった月の翌月下旬 発送
封書が届かない場合や亡くなった方が市外の方の場合は、受付窓口までご連絡ください。

受付窓口

資産税課 ☎ 51-2213 東館 2 階 ②⑩番窓口



共有名義の固定資産をお持ちの方で共有代表の方

手 続 き

- ☐ 共有代表者の変更

持 ち 物

- ☐ 代表者変更届 ※手続きの説明までとなる場合があります。

受付窓口

資産税課 ☎ 51-2213 東館 2 階 ②⑩番窓口



農地・森林

	農地を相続したとき
手 続 き	☐ 農地法第3条の3の規定による届出（相続等による農地の権利取得の届出）
受付窓口	農業委員会事務局 ☎ 51-2950 西館 3 階

	農地を相続するとき（相続税の算定に際し必要な方）
手 続 き	☐ 農用地証明申請
持 ち 物	☐ 農地の情報（所有者名・所有者住所・所在地・地積）がわかるもの 〈固定資産税・都市計画税納税通知書 など〉
受付窓口	農業企画課 ☎ 51-2470 西館 3 階



土地・家

	森林を相続したとき（地域森林計画の対象である森林のみ）
手 続 き	☐ 森林の土地の所有者届出書
持 ち 物	☐ 森林の土地の位置を示す地図〈公図など〉 ☐ 相続されたことがわかる書類の写し 〈土地の登記事項証明書、遺産分割協議書 など〉
期 限	相続開始の日から 90 日以内
受付窓口	農業支援課 ☎ 51-2488・2490 西館 3 階



農地・森林

土地改良区の受益地（農地等）を相続したとき

手 続 き

- ☐ 組合員の資格得喪の通知（土地改良法第 44 条第 1 項の規定による）

持 ち 物

- ☐ 各土地改良区へ確認してください。

期 限

相続登記後すみやかに

受付窓口

土地改良区名	所 在 地	電話番号
松原用水	豊川市行明町大井後 93	0533-86-0220
牟呂用水	新城市一畝田字西浦 7 番地の 2	0536-26-0016
豊川総合用水	豊橋市今橋町 8	0532-54-8278
神野新田	豊橋市神野新田町字会所前 66	0532-45-7476
高豊	豊橋市伊古部町字多岸田 304	0532-21-2040
二川	豊橋市三弥町字三ツ家 3-6	0532-41-0519
豊橋開拓	豊橋市北山町字東浦 6-2	0532-45-1893
豊橋南部	豊橋市老津町字岩塚 118	0532-23-0251
豊橋北部	豊橋市石巻町字出口 47	0532-88-4502
豊橋北西部	豊橋市前芝町字北堤 38-3	0532-34-1404
豊橋西部	豊橋市神野新田町字ユノ割 35	0532-31-5197



松原用水



牟呂用水



豊川総合用水

該当する土地改良区がご不明な場合は、以下へご相談ください。

農業支援課 ☎ 51-2488・2490 西館 3 階

土地・家屋・空き家の相続

道路や水路等の占用許可を受けている方

手 続 き

- ☐ 相続する土地や家屋の設備（排水管・乗入口等）が占用許可を受けている場合、手続きが必要です。

持 ち 物

- ☐ 許可書の写し
☐ 相続人であることを証する書類（戸籍謄本、住民票など）

受付窓口

土木管理課 ☎ 51-2506（東館 6 階）



原付・バイク・自動車

	原動機付自転車（125cc または 1.0Kw 以下のバイク） 小型特殊自動車（トラクター、フォークリフトなど）の所有者
手 続 き ☐ 廃車 または 名義変更	
持 ち 物 ☐ ナンバープレート（廃車の場合は必ず） ☐ 標識交付証明書（無くても手続き可） ☐ 免許証等（窓口に行きに来た方）	
受付窓口 資産税課 ☎ 51-2210 東館 2 階 ②⑩番窓口	

	バイク（125cc 超）の所有者
手 続 き ☐ 廃車 または 名義変更	
受付窓口 愛知運輸支局豊橋自動車検査登録事務所 ☎ 050-5540-2049 豊橋市神野新田町字京ノ割 20 番地 3	

	軽自動車の所有者
手 続 き ☐ 廃車 または 名義変更	
受付窓口 軽自動車検査協会愛知主管事務所豊橋支所 ☎ 050-3816-1771 豊橋市神野新田町字京ノ割 18 番地	軽自動車税（種類別）のお問合せ先 資産税課 ☎ 51-2210

	普通自動車の所有者
手 続 き ☐ 廃車 または 名義変更	
受付窓口 愛知運輸支局豊橋自動車検査登録事務所 ☎ 050-5540-2049 豊橋市神野新田町字京ノ割 20 番地 3	普通自動車税のお問合せ先 東三河県税事務所 ☎ 35-6130

医療系免許等

	医療系免許等を有する方	・医師 ・助産師 ・理学療法士 ・臨床検査技師	・歯科医師 ・看護師 ・作業療法士 ・衛生検査技師	・薬剤師 ・准看護師 ・視能訓練士	・保健師 ・診療放射線技師 ・管理栄養士
--	--------------------	----------------------------------	------------------------------------	-------------------------	----------------------------

手 続 き
☐ 籍（名簿）登録まっ消（消除）申請

持 ち 物
☐ 籍（名簿）登録まっ消（消除）申請書
☐ 各種免許証
☐ 死亡診断書の写し または 戸籍謄本（抄本）

期 限
 亡くなった日の翌日から起算して 30 日以内

受付窓口
 ①保健医療企画課 ☎ 39-9101 保健所・保健センター「ほいっぷ」2 階
 ②〈臨床検査技師、衛生検査技師のみ〉生活衛生課 ☎ 39-9124 保健所・保健センター「ほいっぷ」2 階

	登録販売者の方
--	----------------

手 続 き
☐ 販売従事登録消除申請

持 ち 物
☐ 販売従事登録消除申請書
☐ 販売従事登録証

期 限
 亡くなった日の翌日から起算して 30 日以内

受付窓口
 保健医療企画課 ☎ 39-9101 保健所・保健センター「ほいっぷ」2 階

	栄養士免許を有する方
--	-------------------

手 続 き
☐ 名簿登録抹消申請・免許証返納

持 ち 物
☐ 名簿登録抹消申請書・免許証返納届
☐ 栄養士免許証
☐ 死亡診断書 または 戸籍謄本（抄本）

期 限
 亡くなった日の翌日から起算して 30 日以内

受付窓口
 保健医療企画課 ☎ 39-9101 保健所・保健センター「ほいっぷ」2 階

難病・被爆者・石綿被害

	特定医療費受給者証をお持ちの方
手 続 き	☐ 特定医療費受給者証の返還届出
持 ち 物	☐ 特定医療費受給者証
受付窓口	健康増進課 ☎ 39-9140 保健所・保健センター「ほいっぷ」1 階

	被爆者健康手帳をお持ちの方
手 続 き	☐ 死亡届出 ☐ 葬祭料支給の申請
持 ち 物	☐ 被爆者健康手帳 ※葬祭料支給申請の必要書類は、受付窓口にお問い合わせください。
受付窓口	①健康増進課 ☎ 39-9140 保健所・保健センター「ほいっぷ」1 階 ②愛知県健康対策課 原爆・アレルギー対策グループ ☎ 052-954-6268

	石綿健康被害救済制度	
	給付を受けていた方	給付を受ける前の方
手 続 き	☐ 葬祭料の支給申請 (葬儀を行った場合) ☐ 救済給付調整金の請求申請 (給付された医療費・療養費の合計が 280 万円に満たない場合)	☐ 特別遺族弔慰金の請求申請 ☐ 特別葬祭料の請求申請
	※請求の期限がありますので、受付窓口へご確認ください。	
持 ち 物	※必要書類などは受付窓口へお問い合わせください。	
受付窓口	①独立行政法人環境再生保全機構 (ERCA) 石綿健康被害救済部 ☎ 0120-389-931 ②健康増進課 ☎ 39-9133 保健所・保健センター「ほいっぷ」1 階	

(ERCA)



(健康増進課)



上下水道・公共料金

上下水道の利用者（契約者）の方

手 続 き

- ☐ 使用中止
- ☐ 利用者変更

※受付窓口へ電話で連絡し、手続きを行ってください。

受付窓口

上下水道局お客さま料金センター ☎ 51-2712 上下水道局 2 階

下水道に接続されており、井戸水を使用している 利用者（契約者）の方 または ご家族の方

手 続 き

- ☐ 世帯人数の変更

※受付窓口へ電話で連絡し、手続きを行ってください。

受付窓口

上下水道局お客さま料金センター ☎ 51-2712 上下水道局 2 階

その他の公共料金

手 続 き

- ☐ NHK 受信料 ☎ 0120-15-1515 （午前 9 時～午後 6 時 土日も受付）
- ☐ 固定電話
- ☐ 携帯電話
- ☐ インターネット
- ☐ 電気
- ☐ ガス
- ☐ ケーブルテレビ

各契約会社へ

市営墓地

市営墓地を使用したいとき

手 続 き

- ☐ 市営墓地の使用申請

持 ち 物

- ☐ 市営墓地使用許可申請書
- ☐ 火（埋）葬許可証 または 改葬許可証
- ☐ 申請者と焼骨との関係を証する書類

※市営墓地を使用するには
条件があります。詳しく
は受付窓口へお問合せく
ださい。

受付窓口

福祉政策課 ☎ 51-2369 東館 3 階



使用している市営墓地にお骨を納めたいとき

手 続 き

- ☐ 納骨の届出

持 ち 物

- ☐ 市営墓地納骨届
- ☐ 納骨するお骨の火（埋）葬許可証 または 改葬許可証

受付窓口

福祉政策課 ☎ 51-2369 東館 3 階



市営墓地使用者が亡くなったとき

手 続 き

- ☐ 使用者の変更（名義変更）申請

持 ち 物

- ☐ 市営墓地使用権承継申請書
- ☐ 市営墓地使用許可証
- ☐ 前使用者と承継者（お墓を引き継ぐ方）との関係を証する書類
- ☐ <承継者が豊橋市の住民ではない場合>住民票の写し（世帯全員、続柄の記載のあるもの）
- ☐ その他（事情により必要となることがあります。）

受付窓口

福祉政策課 ☎ 51-2369 東館 3 階



市営住宅・コミュニティバス・補助金

市営住宅にお住まいの方

手 続 き

- ☐ 世帯員変更の届出
- ☐ 名義変更の手続き
- ☐ 退去の手続き

※手続き等は全て市営住宅管理センターで行っています。

持 ち 物

- ☐ 死亡届 または 死亡診断（死体検案）書の写し

受付窓口

市営住宅管理センター ☎ 57-1006 豊橋市神明町 74 豊橋フロントビル 5 階

「愛のりくん」利用者登録申請を行った方

※「愛のりくん」は細谷、小沢、高根、豊南地区を運行するコミュニティバスです。

手 続 き

- ☐ 「愛のりくん」利用者登録証の返却

持 ち 物

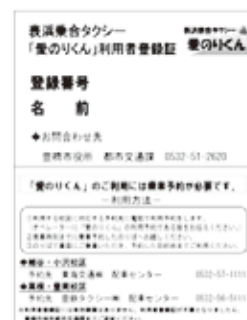
- ☐ 「愛のりくん」利用者登録証

受付窓口

都市交通課 ☎ 51-2620 東館 9 階

表面

裏面



補助金の受給者の方

- ・ 家庭用エネルギー設備
- ・ 住宅用充給電設備
- ・ 次世代自動車

手 続 き

- ☐ 処分承認申請書の提出（定められた期間が経過していない場合）
- ※補助金の返還が必要となる場合があります。

持 ち 物

- ☐ 各種証明書 ※受付窓口へ連絡し、必要な証明書をご確認ください。

受付窓口

環境政策課 ☎ 51-2417 西館 5 階

ペット（犬）・市税（未納・滞納）

亡くなった方の犬を新たに所有されるとき

手 続 き

- ☐ 犬の所有者の変更 ※窓口や電話以外に、二次元コードからオンラインで変更手続きができます。

持 ち 物

- ☐ 鑑札や注射済票等、犬の登録が分かるもの

期 限

犬の所有者に変更があってから 30 日以内

受付窓口

生活衛生課 ☎ 39-9127 保健所・保健センター「ほいっぷ」2 階奥



未納・滞納の税がある方

手 続 き

- ☐ 今後の納税に関する 手続き・納付について
※亡くなった方の税をご確認いただき、残っているときは納付書などの発行を依頼して納付してください。

持 ち 物

- ☐ 本人確認書類（運転免許証など）（窓口に来られた相続人の方）
☐ 相続関係が確認できるもの（同一世帯以外の相続人がお越しいただくとき）

受付窓口

納税課 ☎ 51-2236 西館 2 階 ②1 番窓口（納税相談）

「市民税・県民税・森林環境税」の納税通知書の送付先を変更したいとき

手 続 き

- ☐ 送付先変更届（必要ない場合もあります）

持 ち 物

- ☐ 納税義務者（亡くなった方）の本人確認書類（運転免許証など）の写し
☐ 届出人の本人確認書類（運転免許証など）
※必ず両方の書類をお持ちください。

受付窓口

市民税課 ☎ 51-2200 西館 2 階 ②2 番窓口

その他市役所以外で、関連する手続き（一般的なもの）

確認欄	主な手続き	問合せ先
	遺言書検認・開封 遺産分割調停等	名古屋家庭裁判所豊橋支部 大国町 110 ☎ 52-3212
	相続放棄・限定承認	名古屋家庭裁判所豊橋支部 大国町 110 ☎ 52-3212
	豊橋公証人合同役場	豊橋市駅前大通二丁目 81 emCAMPUS EAST 4 階 ☎ 52-2312
	普通自動車税	東三河県税事務所（東三河総合庁舎）豊橋市八町通 5-4 ☎ 35-6130
	生命保険・個人年金保険 等	加入していた生命保険会社又は代理店
	預貯金口座等	各金融機関
	国債	償還金支払い場所または証券保管証書に記載の郵便局
	企業年金 個人型確定拠出年金（iDeCo）	各企業年金基金等又は企業年金連合会（年金相談室） ☎ 0570-02-2666 各契約金融機関等
	クレジットカード	各契約会社
	ケーブルテレビ	各契約会社
	未支給失業等給付金	失業等給付を受給していたご家族を亡くされたご遺族の方 （死亡した日の翌日から 6 か月以内） ハローワーク豊橋 大国町 111 豊橋合同庁舎 1 階 ☎ 52-7191
	遺族補償年金（給付）等	労働災害によって亡くなられた方のご遺族の方。 受給資格等については下記にご確認ください。 豊橋労働基準監督署 大国町 111 豊橋合同庁舎 ☎ 54-1194
	各種免許について	返還が必要な場合がありますので、それぞれご確認ください。
	埋葬料・埋葬費	加入されている健康保険協会、組合でご確認ください。 （国民健康保険は p 9 参照）
	購読新聞	各新聞販売店

各種ご相談窓口

●外国人の方

市政全般に関すること	市役所 多文化共生・国際課	☎ 54-8205、51-2067
日常生活など身近な相談	豊橋市国際交流協会	☎ 55-3671 ☎ 080-3635-0783 (ポルトガル語) ☎ 090-1860-0783 (英語、タガログ語、 ベトナム語ほか)
外国人の出入国や在留に関する事務	名古屋出入国在留管理局 豊橋港出張所	☎ 32-6567
外国人の出入国や在留に関する事務、在留カード	外国人在留総合 インフォメーションセンター	☎ 0570-013-904

●高齢者の方の生活相談

生活上の悩み・困りごと	市役所 長寿介護課	☎ 51-3134
-------------	-----------	-----------

●障害者の方の生活相談

地域生活に関すること	とよはし総合相談支援センター 「ほっとぴあ」(豊橋市総合福祉センターあいトピア内)	☎ 56-4111 FAX 57-2595
------------	--	--------------------------

●ひとり親家庭相談

ひとり親家庭などの支援相談 (就労支援、自立支援等)	市役所 子育て支援課	☎ 51-2320
ひとり親家庭心配ごと電話相談	豊橋市母子福祉会	☎ 56-7100 (毎月第2火曜日)

●生活相談

経済的な困りごと相談 生活保護の相談	市役所 生活福祉課	☎ 51-2313
-----------------------	-----------	-----------

●農地相談

農地の諸問題	豊橋市農業委員会(市役所内)	☎ 51-2950
--------	----------------	-----------

●こころの相談

こころの不調に関する相談 (深い悲しみによるストレスが、からだの疲れやこころの不調をもたらすことがあります)	保健所・保健センター 「ほいっぷ」健康増進課	☎ 39-9145
---	---------------------------	-----------

● 法律のご相談は

○ 法律問題全般

市役所安全生活課内 相談室	☎ 51-2304	毎週水曜日、第3金曜日 午後1時～4時 予約制（電話予約可） 電話相談否 予約は希望日の2週間前の8時30分から （祝日の場合はその前日）	
愛知県東三河県民相談室 東三河県庁 （東三河総合庁舎）	☎ 52-7337	毎月第4木曜日 午後2時～3時 予約制（電話予約可） 電話相談否 予約は相談日の2週間前の9時から	
つつじが丘 地域福祉センター	☎ 54-0294 （社会福祉協議会）	毎月第2金曜日 午後1時～4時 予約制（電話予約可） 電話相談否	
大清水 地域福祉センター	☎ 54-0294 （社会福祉協議会）	偶数月第4木曜日 午後1時～4時 予約制（電話予約可） 電話相談否	
牟呂 地域福祉センター	☎ 54-0294 （社会福祉協議会）	奇数月第4木曜日 午後1時～4時 予約制（電話予約可） 電話相談否	
法テラス三河	☎ 050-3383-5465 ☎ 0570-078-342	予約制、資力要件有 予約受付 毎週月～金曜日 午前9時～午後4時	
愛知県弁護士会 東三河支部豊橋法律相談 センター	☎ 56-4623	毎週火～金曜日 午後1時30分～4時（有料 5,500円） 予約制（電話予約可） 予約受付 毎週月～金曜日 午前9時30分～午後4時 30分 電話相談否	

○ 不動産・会社の登記、裁判手続（書類作成・簡裁代理）

愛知県司法書士会東三河 総合相談センター	☎ 54-5665	毎週水曜日 午後1時～4時（予約制・無料） 電話予約受付 毎週月～金曜日 午前10時～午後3時 ネット予約 愛知県司法書士会 HP より 365日24時間 受付 電話相談否	
愛知県司法書士会 （司法書士による電話無 料相談）	☎ 050-3533-3707	毎週月～金曜日 午前10時～午後1時	

○ 司法書士による相続等登記相談（不動産の相続・贈与、会社の登記など）

市役所安全生活課内 相談室	☎ 51-2304	毎月第2・4月曜日 午後1時～午後4時 予約制（電話予約可） 電話相談否 予約は相談日の2週間前の8時30分から （祝日の場合はその前日）	
------------------	-----------	--	---

○ 行政書士による書類作成相談（契約書、遺言書、遺産分割協議書、農地転用、建築許可など）

市役所安全生活課内 相談室	☎ 51-2304	毎月第2金曜日 午後1時～午後3時 予約制（電話予約可） 電話相談否 予約は相談日の2週間前の8時30分から （祝日の場合はその前日）	
------------------	-----------	--	---

○ 税理士による無料相談会 税金について全般的な相談

東海税理士会豊橋支部 （商工会議所6階）	☎ 55-0266	毎週土曜日午前10時～正午 要予約	
-------------------------	-----------	-------------------	--

相続税についてのお知らせ

相続税は、亡くなられた方から相続や遺贈によって取得した財産及び相続時精算課税の適用を受けて贈与により取得した財産の価額の合計額（債務などの金額を控除し、相続開始前3年以内の贈与財産の価額を加算します。）が「**遺産に係る基礎控除額**」を超える場合にその超える部分（課税遺産総額）に対して、課税される税金です。

$$\text{遺産に係る基礎控除額} = 3,000 \text{ 万円} + (600 \text{ 万円} \times \text{法定相続人の数})$$

相続税が課される場合、財産を取得された方は、亡くなられたことを知った日（通常は亡くなられた日）の翌日から10か月以内に、税務署に申告と納税をする必要があります。

詳しくお知りになりたい方は、以下の相談窓口等をご利用ください。

○国税庁ホームページ

相続税に関する詳細な情報等を確認したい場合は、**国税庁ホームページ** (<https://www.nta.go.jp>) の「**確定申告等情報**」の「**相続税**」ページをご覧ください。

また、「相続税」ページで公開している「**相続税の申告要否判定コーナー**」は、法定相続人の数や個別の財産・債務の価額等を入力することにより、基礎控除額などを自動で計算し、相続税の申告のおおよその要否を判定することができますので、是非ご利用ください。

○税理士情報検索サイト

税に関する相談や申告書の代理作成等の税理士業務は、有償・無償を問わず、税理士、税理士法人以外の者が行うことはできません^(注)。

税理士等をお探しの方は、日本税理士連合会ホームページ内「**税理士情報検索サイト**」 (<https://www.zeirishikensaku.jp>) で、税理士等の検索が可能となっています。

(注) 弁護士（弁護士法人）は、所属弁護士会を経由して国税局長に業務を行う旨を通知することにより、税理士業務を行うことができます。



税理士情報
検索サイト

○相続税 e-Tax 特設サイト

- ・相続税の申告書は、e-Tax（電子申告）で提出（送信）することができます。
- ・e-Tax で提出するためには「利用者識別番号」が必要です。

「利用者識別番号」の確認方法又は新たに「利用者識別番号」を取得する方は、「**相続税 e-Tax 特設サイト**」に掲載しているリーフレット「**相続税申告は e-Tax をご利用ください**」をご参照ください。

- ・相続税の申告を税理士に依頼される場合、申告する方全員の「利用者識別番号」を税理士へお伝えください。

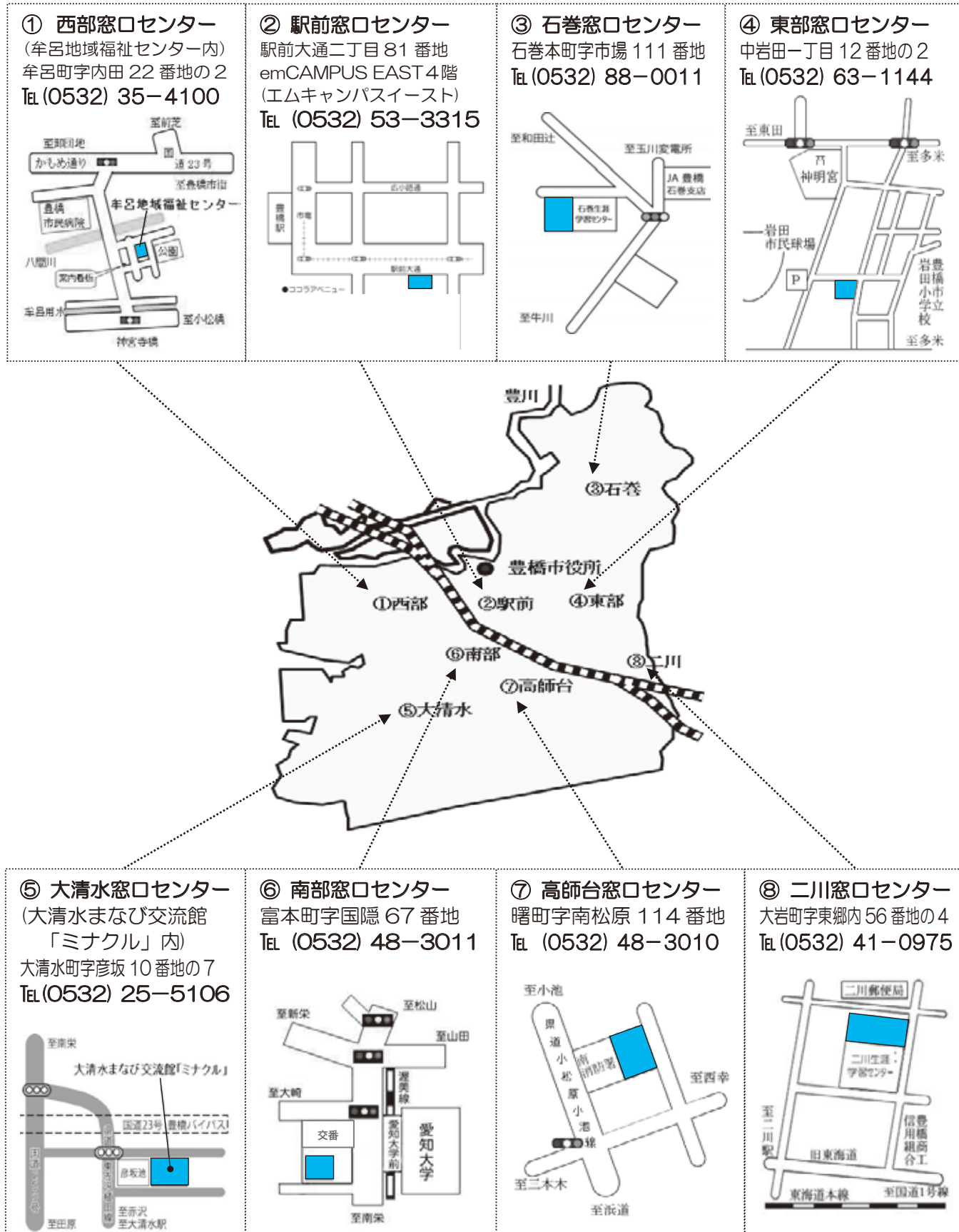


相続税 e-Tax
特設サイト

主な施設の住所・連絡先一覧

確認欄	名 称	住 所	電話番号
	豊橋市役所	今橋町 1 番地	51-2111 (代表)
	豊橋市役所 市民課	今橋町 1 番地	51-2276
	東部窓口センター	中岩田一丁目 12-2 (岩田市民球場東)	63-1144
	二川窓口センター	大岩町字東郷内 56-4 (二川生涯学習センター横)	41-0975
	石巻窓口センター	石巻本町字市場 111 (石巻生涯学習センター横)	88-0011
	南部窓口センター	富本町字国隠 67	48-3011
	高師台窓口センター	曙町字南松原 114 (南消防署裏)	48-3010
	大清水窓口センター	大清水町字彦坂 10-7 (ミナクル内)	25-5106
	西部窓口センター	牟呂町字内田 22-2 (牟呂地域福祉センター内)	35-4100
	駅前窓口センター	駅前大通二丁目81番地 em CAMPUS EAST 4 階	53-3315
	保健所・保健センター 「ほいっぷ」 保健医療企画課	中野町字中原 100	39-9101
	保健所・保健センター 「ほいっぷ」 健康増進課	中野町字中原 100	39-9140
	上下水道局	牛川町字下モ田 29-1	51-2712
	市営住宅管理センター	神明町 74 豊橋フロントビル 5 階	57-1006
	豊橋年金事務所	菰口町 3-96	33-4111 (自動音声 1 → 2)
	名古屋法務局豊橋支局	大国町 111	54-9278
	豊橋税務署	大国町 111	52-6201 (自動音声 1)
	愛知運輸支局 豊橋自動車検査登録事務所	神野新田町字京ノ割 20-3	050-5540-2049
	軽自動車検査協会 愛知主管事務所豊橋支所	神野新田町字京ノ割 18	050-3816-1771
	名古屋出入国在留管理局 豊橋港出張所	神野ふ頭町 3-11	32-6567

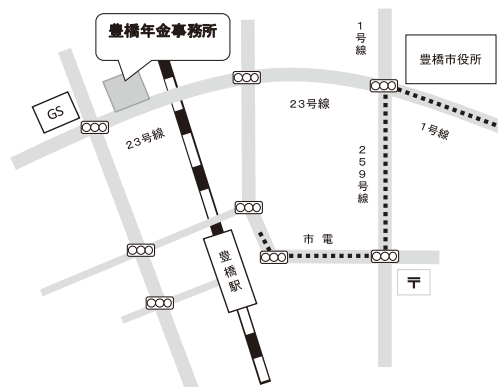
窓口センター 位置図



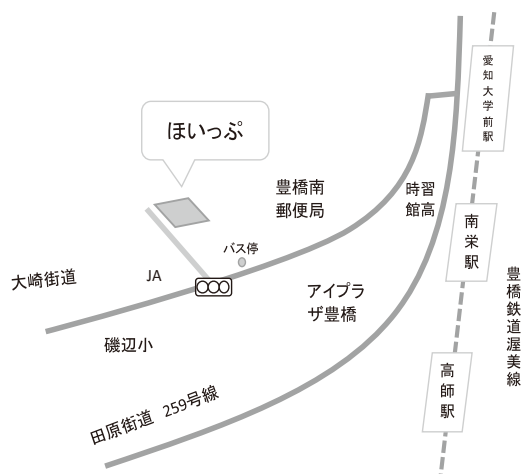
法務局・税務署 位置図



年金事務所 位置図



ほいっぷ（保健所・保健センター） 位置図



所在地 豊橋市中野町字中原 100
(旧国立病院跡地)

公共交通機関 豊鉄バスー中浜大崎線ー「ほいっぷ前」
停留所下車(豊橋駅より約 20 分)

※豊橋駅からは東口 1 番乗り場をご利用ください。
※小浜大崎線は停車しませんのでご注意ください。

※ □に回る順番を記入してご利用ください

The map shows the layout of the second floor, divided into a West Wing (西館) and an East Wing (東館). The West Wing contains the Citizen's Office (市民課), National Pension Office (国保年金課), and a Waiting Lobby (待合ロビー). The East Wing contains the Life Welfare Office (生活福祉課), Disability Welfare Office (障害福祉課), City Hall (市民ホール), and various other rooms like the Accounting Office (会計課) and Tea Corner (喫茶コーナー). The map also indicates the location of the main entrance (正面玄関) and the west entrance (西玄関).

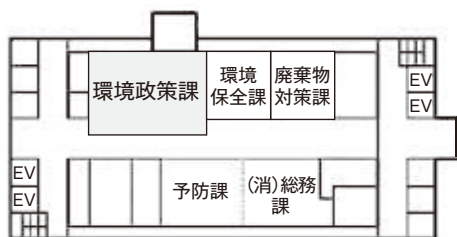
[illegible]

The floor plan shows the following departments and rooms:

- 西館 (West Building):**
 - 文化課 (Culture Section)
 - 農地整備課 (Farmland Improvement Section)
 - 農業委員会事務局 (Agricultural Commission Secretariat Office)
 - スポーツ課 (Sports Section)
 - 農業支援課 (Agricultural Support Section)
 - 畜産企画課 (Livestock Planning Section)
- 東館 (East Building):**
 - 福祉政策課 (Welfare Policy Section)
 - 国保年金課 (後期高齢者) (National Health Insurance/Pension Section (Late Elderly))
 - 長寿介護課 (東三河広域連合 介護保険課 豊橋窓口) (Longevity Care Section (Toyohashi Branch Office of the East Mikawa Wide Area Union Nursing Insurance Section))
 - 空室 (Vacant Room)
 - 契約検査課 (Contract Inspection Section)
 - 住宅課 (Housing Section)
 - 建築物安全推進課 (Building Safety Promotion Section)
- Other Features:**
 - Elevators (EV) are located throughout the building.
 - A "連絡通路" (Connection Passage) links the West and East buildings.
 - An entrance labeled "入口" is shown at the bottom right.

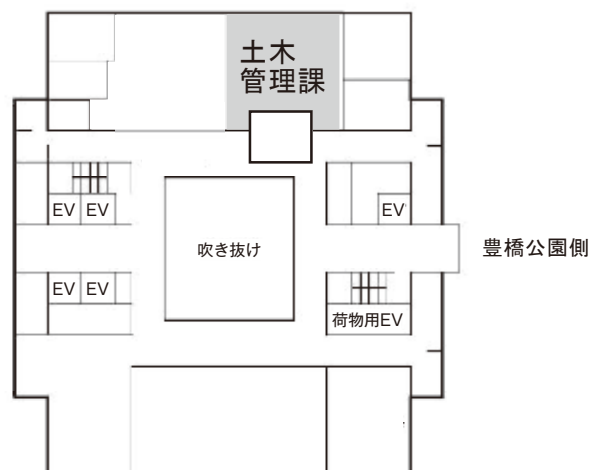
36

西館 5階



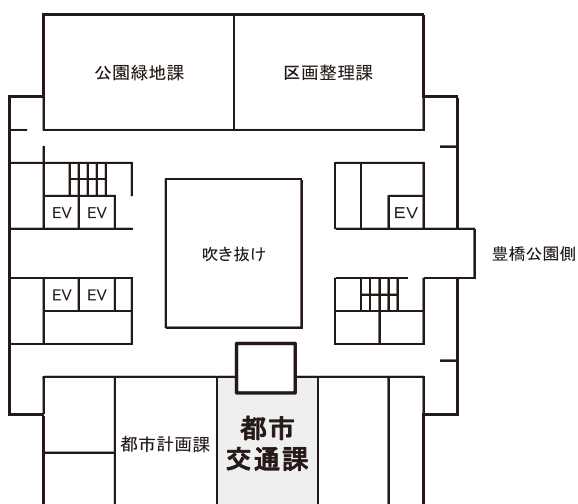
東館 6階

豊城中学校側



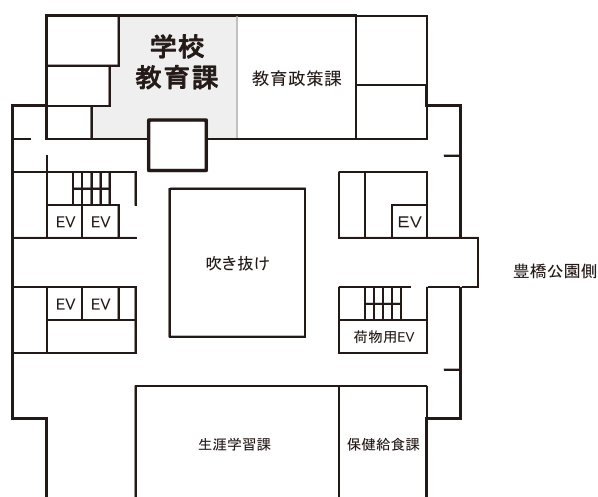
東館 9階

豊城中学校側



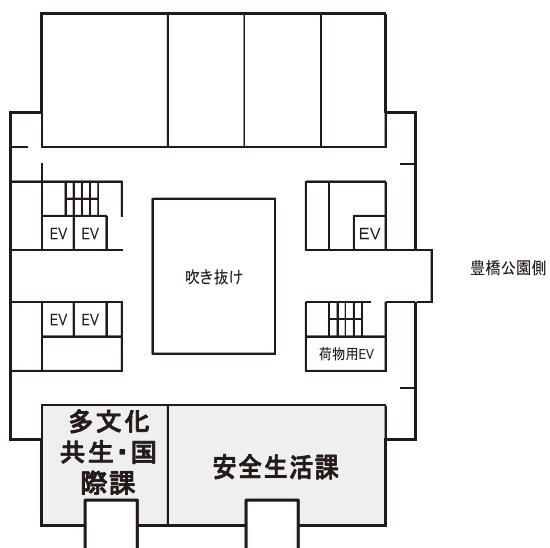
東館 11階

豊城中学校側



東館 12階

豊城中学校側



メ 毛

ご予約・お問合せ先

＜おくやみコーナー＞

豊橋市役所市民課（西館 1 階） ☎ 51-2276

（ウェブサイト）

<https://www.city.toyohashi.lg.jp/41728.htm>

（QR コード）



豊橋市今橋町 1 番地